

千葉県告示第577号

千葉県市税条例（昭和49年千葉県条例第6号）第5条第1項の規定に基づき、令和6年1月23日付け千葉県告示第40号において別途千葉県告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に居住又は所在する納税者又は特別徴収義務者に係るものについては、別紙に掲げるとおりとする。

令和6年7月10日

千葉市長 神谷俊一

都道府県名	地域
富山県	富山県
石川県	金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町

別紙

対象となる申告期限等	期別	指定する期日
令和5年度分の固定資産税及び都市計画税の納期限	第4期	令和6年7月31日
令和6年度分の固定資産税及び都市計画税の納期限	第1期	令和6年9月2日
	第2期	令和6年10月31日
	第3期	令和6年12月25日
	第4期	令和7年2月28日
令和5年度分の普通徴収に係る個人市民税の納期限	第4期	令和6年7月31日
令和6年度分の普通徴収に係る個人市民税の納期限	第1期	令和6年7月31日
	第2期	令和6年9月2日
	第3期	令和6年10月31日
	第4期	令和7年1月31日
令和5年度分及び令和6年度分の給与所得に係る個人の市民税の特別徴収額の納期限	令和6年1月1日以降、令和6年7月10日までに納期限が到来するもの	令和6年7月31日
令和6年度分の軽自動車税（種別割）の納期限	全期	令和6年7月31日
上記以外の納期限	令和6年1月1日以降、令和6年7月30日までに納期限が到来するもの	令和6年7月31日
上記以外の申告期限等	令和6年1月1日以降、令和6年7月30日までに申告期限等が到来するもの	令和6年7月31日